

月に通知を発送し、周知を図った。

### 5 事業所内託児施設の設置の推進

現在、労働者のための託児施設を事業所内に設置・運営及び増築等を行う事業主または事業

主団体に、その費用の2分の1を支給する（両立支援レベルアップ助成金 事業所内託児施設設置・運営コース）ことにより、事業主の取組を支援している。

## 第2節 放課後対策を充実する

### 1 放課後児童クラブ

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、小学校に就学している概ね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものを対象に、放課後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的とする事業であり、2005（平成17）年5月1日時点において、放課後児童クラブ数は、全国で15,184か所、登録児童数は65万4,823人となっている。この事業については、これまでも積極的に設置を進めてきたところである。

### 2 地域子ども教室推進事業

心身ともにたくましい次世代を担う子どもたちを社会全体で育むために、2004（平成16）年度から3か年計画で、緊急かつ計画的に、安全で安心して活動できる子どもたちの活動拠点（居場所）を支援する「地域子ども教室推進事業」を展開している。具体的には、地域の大人の協力を得て、放課後や週末等を活用し、全国の学校・公民館・児童館などで、様々な体験活動や地域住民との交流活動等を行っている（2005（平成17）年度実施箇所数：全国7,954か所）。

## 第3節 地域における子育て支援の拠点等の整備及び機能の充実を図る

### 1 地域における子育て支援サービスの推進

地域協同体の機能が失われていく中で、身近な地域に相談できる相手がいないなど、在宅で育児を行う家庭の子育ての負担感が増大している。働いている、いないにかかわらず、親と子の育ちを地域で支え、家庭の中だけでの孤独な子育てをなくしていくことが必要である。

2004（平成16）年12月に策定された子ども・子育て応援プランでは、地域における子育て支援の拠点の整備を2009（平成21）年度までに6,000か所で実施することを数値目標とするとともに、すべての子育て家庭が歩いていける場所に気兼ねなく親子で集まって、相談や交流が出来るようになることや、孤独な子育てをなくすことを、目指すべき社会の姿として掲げており、現在、プランの着実な推進に努めていると

ころである。

また、2003（平成15）年7月に成立した次世代育成支援対策推進法に基づき、都道府県や市町村は国の定めた行動計画策定指針に則して、地域における子育て支援等を内容とした行動計画を策定することとなっており、2006（平成18）年4月1日現在で、すべての都道府県と2町村を除く市町村で策定済みとなっている。

国では、地域行動計画に基づく市町村の取組の着実な推進を図るため、2005（平成17）年度より従来の児童福祉関連補助金を再編整理し、市町村行動計画を基に作成される毎年度の事業計画の範囲内であれば、各市町村の自主性・裁量を尊重した柔軟な執行が可能となる次世代育成支援対策交付金を創設して、市町村の取組を支援しているところである。